

広尾町新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画

平成26年9月1日

広 尾 町

目 次

I	はじめに	1
1	位置付け・内容	1
2	対象とする疾患	1
3	見直し	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
1	新型インフルエンザ等の特徴	2
2	町民の生命・健康や経済全体に大きな影響	2
3	目的と対策	2
4	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	2
(1)	柔軟な対応	2
(2)	発生段階に応じた対応	3
(3)	社会全体で取り組む感染拡大防止策	3
(4)	町民一人ひとりによる感染拡大防止策	4
5	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
(1)	国、北海道等との連携協力	4
(2)	基本的人権の尊重	4
(3)	危機管理としての特措法の性格	4
(4)	関係機関相互の連携協力の確保	4
(5)	記録の作成・保存	5
6	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	5
7	社会への影響に関する想定	6
8	対策推進のための役割分担	6
(1)	国の役割	6
(2)	北海道の役割	6
(3)	町の役割	6
(4)	医療機関の役割	7
(5)	指定（地方）公共機関の役割	7
(6)	登録事業者の役割	7
(7)	一般の事業者の役割	7
(8)	町民の役割	7
9	行動計画の主要7項目	8
(1)	実施体制	8
(2)	サーベイランス・情報収集	10

(3) 情報提供・共有	10
(4) 予防・まん延防止	11
(5) 予防接種	12
(6) 医療	15
(7) 町民生活及び町内経済の安定の確保	15
Ⅲ 対策	15
1 発生段階の概要	15
(1) 発生段階の考え方	15
(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言	16
2 各段階における対策	17
(1) 未発生期	17
(2) 海外発生期	20
(3) 道内未発生期	23
(4) 道内発生早期	25
(5) 道内感染期	28
(6) 小康期	32